

三宅村宿泊事業者等支援事業補助金

今後、多様化する観光ニーズへの対応と観光商工業の活性化を目的として、三宅村内で宿泊事業・飲食事業を実施している事業者を対象に、施設整備・環境整備に係る費用を補助します。

○対象者

- ・村内に住所を有する者
- ・村内に事業所を設置し補助金交付完了後5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- ・村税、使用料等に滞納がない者

○対象事業

- ・申請時点で未着手であるもの
 - ・該当年度中に完了する取り組みであること
- ※未着手とは、契約、支払、納品等を行っていないこと

○対象経費

施設整備	内装・外装・屋根の改修
環境整備	(1)施設内における関係備品の改修、更新 (2)照明器具類の整備 (3)冷暖房の整備 (4)周辺景観の整備 (5)宣伝広告に要する経費

○補助金額

上限1,000,000円(消費税は補助対象外とする)
※1,000,000円以下の事業費については、実際に支出した金額を上限
※1,000円未満の端数は切り捨て
※1事業所あたり1回限り

○公募期間

1期目の受付は好評につき6月9日(月)までとし、2期目の受付は9月中旬から再開します。
不明な点は、下記の間合せ先までご連絡ください。

○申請書類

- ①交付申請書(様式第1号)、②事業計画書、③誓約書、④村税等確認同意書
⑤前年度の確定申告等の写し、⑥補助対象経費に掛かる見積書等の写し
※必要に応じて、現地調査や追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

○申請窓口・問合せ先

三宅村 観光産業課 観光商工係
電話:04994-5-0920

申請から補助金交付までの流れ

申請者

○交付申請書等の作成・提出

<提出書類>

- ①交付申請書(様式第1号)、②事業計画書、③誓約書
- ④村税等確認同意書、⑤前年度の確定申告等の写し
- ⑥補助対象経費に掛かる見積書等の写し



三宅村

○申請書類の審査・結果通知

補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。



申請者

○補助事業開始(契約・納品・支払等)

年度内に完了すること。



申請者

○実績報告書の作成・提出

<提出書類>

- ①補助金実績報告書(様式第5号)、②対象経費の領収書等の写し
- ③完了後の写真



三宅村

○報告書類の審査・確定通知

補助金額確定通知書(様式第6号)を送付します。



申請者

○補助金交付請求書の作成・提出

<提出書類>

- ①補助金交付請求書(様式第7号)
- ②振込口座が分かる通帳等の写し



三宅村

○指定口座へ補助金振込

※ご不明な点等は、事前に下記までにお問い合わせください。

三宅村 観光産業課 観光商工係

電話:04994-5-0920